

第十回国会 農林委員會 會議錄 第十一号

昭和二十六年二月二十七日(火曜日)

午後二時九分開議

出席委員

委員長 千賀 康治君
委員 正勝君 理事足鹿 覺君
遠藤 三郎君 小笠原八十美君
小淵 光平君 川西 清君
河野 謙三君 中馬 辰猪君
幡谷仙次郎君 原田 雪松君
平野 三郎君 坂口 主税君
山口 武秀君 横田基太郎君

出席政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林事務官 藤田 巖君
(農政局長)
農林事務官 山根 東明君
(畜産局長)

委員外の出席者

農林技官(食糧
庁業務第一部長)
加工輸送課長 大石 碩君
専門員 難波 理平君
専門員 岩隈 博君
専門員 藤井 信君

二月二十六日

農林漁業長期融資法案に関する陳情書(横浜市中区川岸耕地協会会長小串清一)(第二五二号)

積雪寒冷作地帯振興臨時措置法制定に関する陳情書外一件(盛岡市岩手県町議會議長長平野十三外一名)(第二六〇号)

農林漁業長期融資法案に関する陳情書(石川県能美郡寺井野町河南四郷土地改良区理事長吉田蔵幸)(第二七三号)

滞荷生糸処分による売上差益金の処置に関する陳情書(関東一都九県議會議長代表東京都議會議長石原永明外九名)(第二八九号)

農地関係災害に対する国庫補助予算の増額に関する陳情書(関東一都九県議會議長代表東京都議會議長石原永明外九名)(第二九一号)

治山治水事業の強化並びに林道網の拡充に関する陳情書(関東一都九県議會議長代表東京都議會議長石原永明外九名)(第二九三三三)

農業共済制度改正に関する陳情書(長野県農業共済組合連合会会長清沢光躬)(第三一八号)

本日開議に付した事件
農林委員會法案内閣提出第四三三三
飼料対策に関する件

○千賀委員長 これより農林委員會を開会いたします。
この際お諮りいたします。先般本委員會におきまして、飼料の対策に関する決議をいたし、政府に参考送付いたしておきました。この際これに對して政府のとられた行政措置に関する説明を求めたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○千賀委員長 御異議なしと認めます。島村政務次官。

○島村政務次官 本委員會の熱心な飼料問題に対する御検討の結果、最近の飼料事情に對する御申入れは、政府と

いたしたとしても慎重にこれの検討を進めて、なるべくすみやかにその解決をはかるために、より一層関係方面と交渉を進めておりましたところ、二月八日の御申入れに對しまして、二月十七日付をもつて本委員長あてに回答をされておりますので、大体すでに御了承願つたことと思ひますが、この際當委員會において、この点を明らかにいたしておきたいと思ひます。

第一は、食糧庁所有のとうもろこし二万五千トンと飼料用として畜産局長の指定する実需者に拂ひ下げる、これが第一であります。

第二に、油糧砂糖配給公団所有の大豆かす五千トンと、飼料用として三月上旬までに限定入札に付する予定で進行いたしております。

第三は、小麦かすに關する問題であります。その一つは、低質の小麦の輸入によるかすの増産対策はすでに一部実施中であり、食糧対策との調整に留意しつつ、さらにこれを促進いたしたいということであり、その二は、小麦加工量の調整によるかすの供給不足の打開について、食糧対策との調整に留意しつつ、極力これが実現を期するということであり、その三は、かすの一部を生産者より実需者に売却することについて、その具体的方法について今検討を進めております。

なお食糧庁所有の五等麦類については、各都府県の実情に應じて、飼料用として当該麦類供出都道府県知事の指定する者に拂ひ下げる。これが麦に關する取扱ひであります。

食糧配給公団所有の三月分米ぬかにつきましては、飼料用のわくを設定して、二月下旬に限定入札に付する予定で、目下関係方面と折衝中であり、以上が二月十七日にお答え申し上げた大部分であります。その細目等につきましても、それ、手続を進めて、すでに解決をいたしたのもあります。

なお昨日河野委員からお話のかすの指示価格に對する問題も、加工業者との間の話し合ひを進めまして、ここの二日中に手続を了する予定で進行中であることを、御承知願ひたいと思ひます。

○遠藤委員 二月八日本委員會におきまして、飼料問題の非常に緊迫している現状にかんがみて、急遽とるべき緊急対策についての要望を決議したのでありますが、この決議に對する政府の本日の御回答に接しまして、私も必ずしもこの回答に對して満足するものではないのでありますが、第一項の二万五千トンのとうもろこしをただちに配給する、このことについては、政府が現在食糧事情が非常に苦しい中をさして、飼料として特別な措置を講ずるということに對して、非常に敬意を表するものであります。

なお第二項の大豆かす五千トンの拂下げの問題についても、これは本委員會において、一万トンを拂ひ下げると

いうことを要望しておつたのでありますが、他方米を、しよゆの需給関係も非常に逼迫しているという事情もよくわかつておりますので、さしあたり五千トンの配給で、この際は私どもやむを得ないと思ひますが、しかし五千トンだけではいいという意味ではなくして、引續いて輸入される大豆かすを、次から次に拂ひ下げて行くということを通じて、この條項はのんで行つたらどうか、私はこういう考え方を持っております。

第三項のかすの増産対策について、その一に書いてあります低質小麦の輸入の問題は、具体的な数字も出ておりませんし、具体的な計画もないので、必ずしもこれは満足するわけには行かぬのでありますが、この点についても、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

いては、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

いては、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

いては、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

いては、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

いては、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

いては、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

いては、政府は、誠意を持って、すみやかにこの輸入を促進されるように、特にこの際要望しておきたいのであります。第二の小麦加工量の調整の問題についても、これは回答としてはなつておらぬと思ひますが、現実の小麦粉の需給事情からいまして、食糧政策全体の問題としてこれは論すべきものでありますから、この点については、政府は、さらに詳細なる計画を立てられて、誠意をもつて進められんことをお願いするわけであります。第三のかすの一部を生産者から実需者に買却することについては、その具体的な方法について現在検討中であるというたゞいまの政務次官の説明を了承したいと思ひます。但しこの問題につ

でも、あくまで現実の飼料事情とよくにらみ合せて、すみやかに措置を講じていただきたいと思います。

なお第四項の五等麦の拂下げの問題については、本委員会の要望を全面的に承認していただいたことに對して、敬意を表する次第であります。

次に第五項の食糧配給公団の三月分米ぬかについては、飼料用のわくを設定して拂い下げるといふのであります。が、このことについては、そのわくのきめ方が問題であります。説明を伺いますと、油糧と飼料とを五分々々にして拂い下げるといふのであるそうであります。その点は、間違いないはつきりと限界をきめて、限定入札をするように運んでいただきたいと思います。このことを要望しておきたいと思ひます。

なおこの回答全体を見まして、一つ重要な点が落ちておるのであります。それは基本的な飼料政策を設定せよということでありまして、この基本的な飼料政策については、回答を求めておられなかつたのであります。今緊急対策を立てることに忙しかつたのであります。けれども、やはり基本的な政策を立てなければ、飼料問題は解決しないのであります。基本的な政策を移さず立てられて、近い将来にこの委員会に、その基本政策について諮られることを希望するわけでありまして、さらに最後に一つつけ加えておきたいのであります。これらの対策は、二月十日現在における緊急対策として必要やむを得ざるものであります。今日におきましては、もうすでに情勢もだん／＼かわつて参りまして、さらに第二の緊急対策を立てなければならぬような状況になつて来ております。

従つてこの緊急対策で一切済んだといふふうな考え方を持たれないで、引續いて第二、第三の緊急対策を立てながら、あわせて根本的な基本政策を立てるというのを忘れないように、特にこの際要望して、私の質問やら、意見やらにかえる次第であります。

○農林政府委員 いただいた遠藤さんからの御希望は、ごもつともであります。で、本回答案に對する今後の対策、またさらにこれに關する具体的な手続等を至急に進めまして、できるだけ御期待に沿うように努力いたしたいことを、簡單であります。お答えにいたしたいと思ひます。

○原田委員 遠藤委員から大体言い盡されたと思ひます。二万五千トンのところのこの問題なのですが、この価格の問題をどう取扱うか。現に統制のわくをはずしてから非常な暴騰を續けております。私の県のごときも、今の状況から見ますと、十四貫で千三百円から千五百円、これではえさとなりません。そういう關係からいたしまして、今政府が持つてゐる手持品の拂下げ価格は、従前の通りやるかどうか、これが一点。

その次は遠藤委員からお話がありました通り、大豆が五千トンは暫定措置である。少くも動物の中では、濃厚飼料でなければならぬ動物がありまして、それは重ねて一回、二回、三回、四回というようなことでやる意思があるかどうか、これが第二点。

第三点はふすまの問題であります。が、ここにあげてあります通り、これが指示価格になるかどうか、これをお尋ねいたしておかなければならぬと思ひます。従来と違ひまして、えさの

問題、肥料の問題等は、値上りいたしますことによつて農村は非常な不安を感じておる。だから第一、これがインフレの原因をなすのじやないかという状態が飼料の問題に現われておる。何となれば、肉畜方面等におきまして、えさが高くなつた關係で困つておる、また乳牛關係でもそうであります。生産コストを下げようと思つても、えさが高いためにどうしても生産コストは下らない、ところが会社は納めるところの価格は限定された価格で押えられておる。新興酪農地帯におきましては、きゆうくつの上になす／＼きゆうくつを加えて行くこの際、こういうものを打開して行かなければ、畜産の将来に非常なるひびが入る、こういうことを私は考へております。このふすまの問題も、今ここにあります通り、実需者に渡りますところの値段が四百四十円、三百円、百五十円、二百二十円の四段階になつておりますが、これを指示価格と見てよろしいかどうか、まずこの点を伺つておきたいと思ひます。なお養豚に關しましては米ぬかが一番必要であります。ここに掲げてありますところの三万八千トンを実需者に出すといふこととありますが、これは搾油業者が搾油したものを出すのであるか、今五〇％ずつわけて出すというお話がありまして、この点もこの際はつきり伺つておきたい。一応この四点をだけをお尋ねいたします。

○山根政府委員 最初のところのこの価格は、お話のように旧来の価格、政府拂下げの広い意味でのいわゆるマール公で拂下げる予定であります。それから大豆のかすの五千トンを、特に飼料のために限定入札をする措置を今後

も引續いてやるかどうかというお話であります。現在のところ飼料公団が持つております手持ちが一応これで全部出るかつこうになるわけでありまして、従つて将来公団がなくなる予定でありますし、こうした品物は出て来ないだらうとお考へ願ひたいと思ひます。それからふすまなり麦ぬかの価格を指示価格と見ていいかというお話であります。この点は、広い意味ではさういふふうにお考へ願つてさしつかえないと考へます。私も価格を指示する根拠は、委託加工契約の條項に基きまして、国が指示した場合にそれに従うことという條項が、加工工場との間に契約條項としてあるのであります。それに基いて価格を指示するわけでありまして、これに從わない場合の制裁等もありません。これは完全に守られるという見込みを持つております。またさういふふうをいたしたいと思ひます。最後に米ぬかの五〇％を実需者に出す方法は、生ぬかで五〇％出す、あの五〇％は油業者に出しますけれども、出す場合に、これは業者が米ぬかの指導という方法で、油業者が米ぬかの油をしぼつたかすは、極力優先的に飼料とまわすようにという指導的な勧告は試みる、さういふことによつてできるだけ全部の米ぬか資源がえさにまわるように、さういふふうな考へ方をしておきます。

○原田委員 この適用期間の問題であります。三月一日から四月三十日まで、四月の加工指令に基いて生産したものを適用するとしてあります。が、これも暫定処置と見てよいかどうか。この後も引續きやることであるかどうか。この点ぜひ伺つておかなければならぬと思ひます。なお実需者の定義であります。これはただちに組織のなところの農家にやるのであるか、あるいは畜産団体あるいは農協団体、さういふ組織的な機關を通じて渡すのであるかどうか。なお挽馬の問題もありません。これも挽馬組合というのがあるのです。が、さういふ機關を通じてやる意思であるか、直接渡すのであるか、その点も伺つておきます。

○山根政府委員 ふすまの措置は一応暫定的に三、四月の加工計画に基いて発生するふすまについて決定いたしましたわけでありまして、五月以降においては、同じような方法を続けることも考へなければならぬといふふうを考へております。それから実需者と申しますのは、個々の農家なりあるいは挽馬業者と直接といふことではございませぬ。それ／＼の団体があるわけでありまして、団体を通してやるというふうを考へております。

○原田委員 第一回に農林大臣出席の場合に、飼料政策が國策として取上げられぬことは非常に間違ひだ、ぜひ／＼も飼料の問題では安心をして畜産の飼育をし、これを増産の面に持つて行くには、少くも國は飼料の需給態勢を整へるべし、さういふことを質問したのであります。そのときに、それはやるつもりだだと大臣は答へた。これは実に不安定である。こんな食糧庁の御慈悲によつて流れたものをもらつて満足するようなことは、眞の畜産の本義を誤ることになりますので、さう

ばならぬと思ひますので御回答を求めたいと思ひます。なお実需者の定義であります。これはただちに組織のなところの農家にやるのであるか、あるいは畜産団体あるいは農協団体、さういふ組織的な機關を通じて渡すのであるかどうか。なお挽馬の問題もありません。これも挽馬組合というのがあるのです。が、さういふ機關を通じてやる意思であるか、直接渡すのであるか、その点も伺つておきます。

○山根政府委員 ふすまの措置は一応暫定的に三、四月の加工計画に基いて発生するふすまについて決定いたしましたわけでありまして、五月以降においては、同じような方法を続けることも考へなければならぬといふふうを考へております。それから実需者と申しますのは、個々の農家なりあるいは挽馬業者と直接といふことではございませぬ。それ／＼の団体があるわけでありまして、団体を通してやるというふうを考へております。

いうことでなく、少くもこの機会に正しいルートにおいて飼料を確保するような措置は、国策として取上げてもらいたい、こういうことを要求しておるのであります。幸い政務次官おいででありますから、国としてこの点をどう考えておられるか、一言伺つておきたいと思ひます。

○島村政府委員 畜産の農業経営上における立場は、もちろん食糧対策としての畜産の重要性から考えまして、食糧増産の部面に大きく畜産を取上げておる点から考えまして、ぜひとも飼料確保が重要であるという見地から、御意見の通りに本問題については相当熱を注いでおるつもりであります。ただ時局の關係上、非常に緊急を要する問題がありまして、さしあたりこういう対策をつたのでありまして、ただいま遠藤さんからお話がありまして、たまたまこの点については、目下根本的にいろいろ検討を進めておるのであります。が、何としても飼料の露給対策を、もう大幅に取上げねばならぬという見地で、予算面におきましても相当要求をいたしましたのであります。必ずしもわれわれの期待の通りに参つておらぬことは遺憾に存するのであります。これは民間団体に御關係の皆さん方の御協力を得まして、自給肥料の対策、あわせて今回の緊急輸入の対策のうちに飼料の問題を大きく取上げて、いろいろ大豆かす、あるいはとうもろこし、その他飼料用の輸入対策についても、できるだけの対策の研究を進めて参つておるのでありますので、この点につきましては大臣の申し上げました通りに、大いに施策の上にも推進を重ねたいという心組みであることを御

了承願ひ、なお皆さんの御協力をお願い申し上げる次第であります。

○横田委員 畜産局長にお伺いします。この中に焼津町というのがあります。そこに焼津農業協同組合というのがあるはずであります。これは御存じでしょうか。そこへこのごろたくさんとうもろこしが行つておるので、十トン貨車に積まれて、東海道線をどんどん下つておる。ある所は、神奈川県の鶴見区大黒町山崎倉庫という所にあるのですが、ここから出ておるところのとうもろこしは、ここに書かれております。二万五千トンのとうもろこしのうちの一部分は、それとも別なのかというのを聞きたいのです。

○山根政府委員 焼津の組合に十トン貨車でどん／＼とうもろこしが入つておるかどうかは聞いておりませんが、かりにそういう事実があるとしたとしても、この二万五千トンとは全然別のものであると思ひます。

○横田委員 食糧庁關係の方がおられますので、資料要求をしておきたいのですが、二万五千トン以外に日本にはとうもろこしの手持ちが幾らあるか、それがどういふふうに使われる目的を持つておるか、その資料要求いたします。

それからその点でお伺いしたいのは、ちよつと私おりました。したのでも、もしすでに聞いた点があるならば、言つていただければ取消します。ここに食糧庁所有とうもろこし二万五千トンを飼料用として、留産局長の指定する実需者に拂い下げるといふことが一に書いてあるのは、どういふ者に指定されるつもりですか。また二として、油糧砂糖配給公園所有大豆かす

を、三月上旬までに限定入札されるといふのですが、この限定入札はどういふ方に限定入札されるのですか。それから三番目に、低質小麦の輸入による不況の増産対策とありますが、この結果日本経済全体として損なのか得なのか。たとえば、良質の小麦を入れてふすまを少くつくると、悪い小麦を入れてふすまが多くなる、こういう場合、日本の経済としてはどうか。それから四番目の食糧庁所有の五等麦のことですが、これは都道府県の知事の指定する者に拂い下げるとあるが、都道府県の知事に対しては、こういう者に指定しろという内示を下すのか、下さないのか。それから五番目に、三月分の米ぬかについての問題があるのではありませんか。米ぬかというものは、こういうような形において畜産のために使われてもよろしいと思つたところが、うまく手に入らない実情にあるのでありますから、米ぬかはどういふ形において扱われているか、これだけお聞きします。

○山根政府委員 お答えいたします。実需者と申しますのは、実は、本委員会の御決議の御趣旨がそうであつたわけでありまして、実消費者、並びにこれらの組織する団体に重点的にやるようにという御決議の御趣旨を受けてこういう決定をいたしましたのであります。

それから限定入札の問題であります。これが、限定入札するといふ趣旨も、これは御決議の線に沿つた決定でございます。従来大豆かすは、用途として、えさのほかに醸造原料が強い競争相手としてあるわけでありまして、これらと同一の入札をしたのではな

なか飼料に落ちて来ないだろうという見通しで、五千トンだけは飼料の実需者だけに限定して入札するということにいたしましたのであります。

それから五等麦の拂下げ対象を知事が指定する。この指定の対象は何かというお話であります。これにつきましても、このたびの措置の全体の考え方といたしまして、先ほど来申しましたように、実需者優先、実需者を重点的に考へるといふ考え方をとつておるものであります。五等麦の拂下げにつきましても、知事がまず実需者を指定することになるだろうというふうに考へております。

それから、低質小麦を輸入すること、わが国の経済上どうかということでありまして、実はこれは、そういうところばんをはじくために、簡単な簡単な要素でなしに、あらゆる面を——これによつて畜産がどれだけ振興できるかというプラスの面も考へなければならぬ。また、わが国の食糧が不足している、こうした歩どまりの低い小麦を輸入することによつて、船腹をそれだけよい食うことになる。そういう面から、食糧が絶対量の不足を来すことはないか、こういうような要素ももちろん考へなければならぬ。そういうようなことを考へました結果、ここにありますように、今後においても、あとうり限りこれを促進するといふ方針を農林省としてはきめたわけでありまして、

○遠藤委員 関連して伺います。ただいま低質小麦の輸入問題についての質疑応答がありましたが、委員会の決議案の提案者といひまして一言ここで申し上げておきたいのであります。私

どもが低質小麦の輸入をやれということを決議したその趣旨は、少くとも私の原案者の考え方は、とにかくえさを輸入したらいではないか。えさを輸入しなければ日本の農業はプラスにならないのだ。こういうことで、えさを輸入することが経済的にプラスになるのだという考え方のもとにこの決議をしたのであります。その点をひもとつて御了承願ひたいと思ひます。

○横田委員 焼津へとうもろこしの行つたのは事実なんです。だからここまでは畜産局長にお願いしないでも、行くよりなとうもろこしがあるのかないのか。あるとすれば——あるだろうという経済事情のもとにおいては、みそ、しょうゆとかそれ以外の方にたくさんとられてしまつて、畜産の方にまわらない、それでは困るというのでこういう決議になつたと私は解釈しております。そこでその場合に、一体高い価格で買つて引き合ふのだというふうな養鶏飼料があるのか、この点がどうもわかりにくいのですが、どうなんですか。

○島村政府委員 事実をお尋ねになつてゐるのか、あるいは将来とうもろこしの足らない場合に、そういう事実を根拠にしてどういふことをやるのかという二つの点だと思ひますが、前段の問題は、内容を調べてみなければわかりませんが、大豆、とうもろこしは現在まだ統制を解除してありませんから、食糧庁及び出先の官庁でオーダーを切るといふ指示がない限りは出ないと思ひます。しかし出ているとすれば——あるいは醸造用その他に出てい

るのではないかと予想されますが、事實はよく調べてみないとわかりませんので、御必要がありますれば、焼津の

しながら抑り下げたとは申しまして、全般的に通ずる問題があると思ふ。これを一局々にわけられてしまひますと、やはり関連性が失われまして、問題の審議に困ることがあつたので

それからなおこれまでの慣習としてあつたので、私は単に農林委員会であつたのではないのであります。予算の問題が出たときであるから、やはり発言はあつた方がよかつたのではないか、このように考えております。

○千賀委員長 お答えいたします。予算委員会と合同審議をするような場合があれば、今の山口さんの御意図は非常に有利な表現ができると思ふ。予算委員会との合同審議という例はないように思ふ。食糧問題その他あつた意図せられることの発言は、必ずしも得る機会が来ると思ふ。大体御意図はよくわかつております。ごもつともだと思ふ。たとえば地方議会で言へば、日程外の質問というのがあります。全部をぶちまけて質問を許される機会があります。農林委員会には、今までの慣習から申しましても、日程外的な質問をする機会が少いようでございます。そういう意味で、委員会の運営によつて、そういう日程外の各船の質問が一ぺんにやつてしまふようなチャンスが来れば、それも一つの考え方であると思ふ。たゞ、ただいまの御発言の趣旨をよく御察味いたしまして、私もともに研究をして行きたいと思ふ。どうかこの程度で御満足をお願いします。

○島村政府委員 農林行政全体に対する御質疑につきましては、われ／＼も

大いに御意見を拜聴する機会を得たいと存じてゐるのであります。農林省の全体的な説明がないという御意見であつたのであります。これは従来の農林政策についての既往の問題は別として、農林行政に關しては、お手元に配付いたしました二十六年度予算案を中心として、その中に行政一般に關する施策の中心を現わしておるのであります。そのほかにも十分な点があります。御質疑によつてお答えを申し上げるといふ建前を、従来もつておつたようであります。

ただ御指摘になりましたような各局予算というお話がありました。御承知の通り、農林行政は実に汎汎でありまして、肥料の問題も重要であり、畜産も重要であり、農地関係も重要である。それが総合的に出まして、初めて農林全体の施策が現われて来るというふうな見方も私はあると思ふのであります。答弁にならぬかもしれせんが、どうぞさうに御了承を願ひたいのであります。

○山口(武)委員 なるほど答弁になつておりません。そんな考え方はいけません。私は島村政務次官をけなすわけではないんですが、予等の決定というときにはなせ大臣は来なかつたんですか。このことを聞きたい。

○島村政府委員 その当時のことはよく記憶いたしません。たゞ／＼本委員会において予算の説明を申し上げる機会に、他の委員会が本会議に出ておりました。私も国会において大臣代理をいたしておりますので、私は大臣にかわつて代理としてやつたわけであり

○山口(武)委員 なるほど大臣代理を勤めているかも知れません。しかしそういう場合には、やはり大臣代理より大臣が来た方がよいことがあるんです。はつきり申し上げておきます。今度大事なときには大臣に来てもらひたい。このことを強く要望して私の質疑を打ち切ります。

○河野(謙)委員 私遅刻してはなはだ済みませんが、昨日政務次官に、えさの中のぬか類についての政府の指示があつたかどうかといふことを伺いました。ところがすでに私が来る前に指示があつたと政務次官から御答弁があつたようですが、今えさについての資料をもらひましたが、その中の二、三不明確な点を尋ねます。

第五番目に、三月一日から四月三十日まで、三、四月の加工指令に基き生産したものにこれを適用するといふことがありますが、そうすると、この対策は三月、四月に暫定的にやつて、五月、六月以後のものについては、またおつてその時期になつて考へるといふことですか、どうですか、それを伺ひたい。

それからさきに発表になりました豆かす、とうもろこし、それと今回のふすま、麦ぬかに関する指示によりまして、実需団体にその六割をやるといふことになつておりますが、実需団体といふのは一体どういふものか。ここに詳しく説明がありますけれども、なお私が伺ひたいのは、この実需団体には配合工場は入つてゐるのか、入つてゐないのか。私の意見をつけ加えて申し上げれば、かねて申しますように、配合工場は入れるべきものではない、かように思ひます。それを私が主張します

根拠は、議論よりも實際問題において、過日やりましたとうもろこしの拂下げの場合の、七千トンの配合工場へのとうもろこしが、どういふ値段で、どういふふうに分けられたかといふ実績は、農林省、特に畜産局は十分御存じのはずです。これは非常にたくさん弊害を生んでおります。この事実をとらえても、配合工場等は当然実需団体とみなすべきものではないと同時に、かりにそういうような解釈をひねつてみても、あの過去における拂下げによる弊害等を考へましたときに、今後当然農林省は、配給工場といふものは問題のうちに置くべきである、かように思ひますが、これについて御見解を承りたい。

最後になるほど一応政府の措置によりまして価格はある程度安定すると思ひます。しかし何分にもまだ厳格な意味における価格統制ではないのであります。非常に不安定なものが残つておる。要は、根本は今後においてぬか類の供給をふやすことである。これはアスピリン療法であります。栄養療法ではない。栄養療法としては、今後どうしても供給量をふやして、加工量をふやすことである。食糧庁から加工課長さんが見えなくなつておるようでありまして、アスピリン療法で価格の指示をされたと同時に、三月以降の食糧の加工について、いかなる準備、対策がおできになつておるか伺ひたい。

○山根政府委員 適用期間の御質問に對しましては、先ほど他の委員の方から同様の御質問がございましたので、お答えいたしました。暫定的に、三、四月の加工指令に基き生産したものにこれを適用するつもりでございます。さらに五月以降のものにつきましては、飼料の需給の状況にとらみ合せまして、こういう措置を継続することも考へなければならぬ場合もあるうかと考へております。

それから配合工場が前回の拂下げにあつた、非常な弊害を流した大きな一つの要素であつたような御意見でございますが、その点につきましては、実は私も前回の拂下げのあとをたどるべく、いろ／＼各方面からの要望を集めております。配給工場が特に大きな弊害を流したという結論も今日までのところ出ておりません。このたびのとうもろこしの配給先につきましては、実需者団体と配合工場というふうな二つの線で行きたいという計画で作業をいたしております。それから今後の小麦の加工計画につきましても、食糧庁から見えておりますので、そちらから答弁いたします。

○大石説明員 お答え申し上げます。ただいま栄養的な加工計画を、とお話であつたのでありますが、最近の小麦粉の需要がきわめて減少いたして参りました。九月、十月、十一月、十二月、一、二とかなり多量に小麦粉を生産して参つたのでありますが、最近の情勢では、十二月以降かなり滞貨を示して参りましたので、現在推算いたしてみますと、五月へ持ち越すものが七万トンを越えて来たわけでありまして、そのために、五月分一ぱい需要分の加工をいたしました。三、四月の加工計画をいたしました。製粉については製品換算では十萬トン程度、原料換算では十二萬五千トン程度しかやれないのではないかといふふうに、た

だいま計算を進めております。なお精麦につきましては、クローボンの関係もあつて非常に需要が伸びておりまして、前期一、二月分の加工指令に大体マツチいたしました。三、四月で二十万トン程度の加工は維持できるのではないかと考えております。

○河野(鎌)委員 畜産局長の御答弁のうち、政府の考え方に非常に間違つておると思ひます。第一に、暫定的に三月、四月を考へて、もし五月に入つてその必要があれば延ばす、かういふような意見だと思つしやいませが、これは非常に経済の動きの実体を知らない考へ方である。そういう気持であるならば、一応三月以降目標通りにやつておいて、事情が許すときにはなつたら、五月でも六月でもはすせばいいのであつて、初めから暫定的には、つきりと三月、四月と考へたことは、かういふことによつてえさの動き、物の動きはどうなるか、価格はどうか。あなたたちがねらつておるところの価格が、はたして指示価格通りに動かぬかどうかというところについて、期限なしで発表したのと、期限をつけて二箇月と暫定できたのと、どちらがいい反響があるかというところは、私はいまさら申し上げるまでもない、非常にこれはまずい発表だと思ひます。そういうお氣持であるならば、もし間に合ふならば、発表の仕方を直すべきであると思ひます。

もう一つ、今後の拂下げについて、配合工場と実需団体と両方にやるというのですが、一体どういふ根拠で両方にやるのですか。実需団体と同じウエイトにおいて配合工場を考へなければならぬという根拠を、私は伺ひたい。今畜産局長は、過日のとうもろこしの拂下げにおいて、かような弊害が起つたような報告を受けておらないと言われた。もし畜産局長が受けてないというならば、私はここで実例をあげて、とうもろこしを七十五円で拂ひ下げたものが、一般の業者、特に糸へん、金へんの業者方面に百五十円、百六十円で売られておる、非常に弊害があると思ひます。それを七十五円、八十円で拂ひ下げたものを百円、百十円なりで売つておるのか、絶対に売つていない。むしろその配合工場の中に含まれておるところのとうもろこしは価格というものは、百八十五円以上の価格に騰り込んでおる。配合工場でありながら、農民のものであるとうもろこしを騰りさせているだけになお罪が深いと思ひます。これについて実例がない、また報告がないということならば、あすでもその具体的なことについてまた申し上げたいと思ひます。それと同時に、配合工場と実需団体とのウエイトを同じに見ているというところについて、その根拠をひとつ納得の行くようにお示しを願ひたいと思ひます。

○山根政府委員 私は実需団体と配合工場と二つの線で流して行くということを申し上げたつもりでありまして、ウエイトを同じに見ておるとは申さなかつたつもりであります。現に重点的に実需団体に流す方針で配分を計算いたしておるのであります。それから配合工場に行つたものが末端はどういう価格で流れたかの実例を、おわかりでありましたならば、承りたいと思ひますが、実は今度の場合には、そういう問題も考慮いたしました。配合工場に売り渡す場合には、配合の計画なり、あるいはその販売先なり、販売価格等について、あらかじめ計画を聴取して、その厳守を誓約させるというふうな方法をとりまして、かりに前回にそういう弊害があつたといひますれば、そういう点は、そういうことによつて防止して行きたいと思ひております。

○河野(鎌)委員 もう一点、畜産局と食糧庁と両方伺ひますが、この指示要領の中に、販売先の実需団体とはかようなものを言うというところが列記してありますが、この中に配合工場が入つておられません。従つて六割の実需者団体に渡すというこの六割の中には、配合工場は入らないわけでありませう。もしこの配合工場にこれらのものをやるとすれば、業者はこの四割の範囲内からやる、かういふふうな解釈してよいかどうか。それからもう一つ、これはききようでなくともよろしゅうございませう。先ほど私が案議料として、すなわち今後の加工量をふやさないければ、飼料の根本的対策は確立しないというところを申しましたが、今の粉の事情からいつて、なか／＼そうは行かぬというところはよくわかりました。さればといつて私は、その御説明を聞いて納得するものではありません。従つて食糧庁の粉と、えさの方のふすま、麦ぬか等ををにらみ合せて、この両方が両立するようにするには、どういふふうな措置を今後とられるか、これをひとつ具体的に本委員会でお示しいただければ、たいへん幸ひだと思ひます。

○山根政府委員 売却先の実需者団体の定義的なことはここに書いてあります。配合工場がここに書いてあるものの中に入るか、あるいはそうでない四〇％に繰込むかということをごいいますが、その点は、ただいま河野委員がお考えになつておるような解釈でさしかねないと思ひます。

○千賀委員 今の際横田委員に申し上げましたが、食糧庁から見えておられますから、もう一ぺん簡単に質問を許します。

○横田委員 その前に畜産局長にも一言聞いておきますが、第一の実需者の中には、飼料業者が入つておるのですか。

○山根政府委員 入つておりません。

○横田委員 それから先ほどの焼津の農業協同組合に行つたとうもろこしの問題、これの数量が合わないのです。たしか飼料の小委員長の御説によりまして、ここに出ておるとうもろこしは二万五千トン、この中の五千トンは輸入もので、二万トンは国内産だと言われておりますが、これで全部だと言われておりますが、去年のとうもろこしの輸入は全部で十万吨であつて、これはこの十万吨の中の五千トンであり、あと二万トンは別のもの、そうなるて来ますと、焼津に行つたものは、一体どこから出たかわけのわからない出所不明のとうもろこしになつて参りますので、政府は一体どういふような隠し方をしておるのかというところを、ひとつ伺ひたい。

それからふすまの問題、小麦の歩どまりがよくならしたね。高くなるとふすまの出が悪いから、ふすまが少くなる。その上対米比価が高かつた。それゆゑ配給辞退がたくさん出て来て、

表を食うより米を食う方が安いということになると思ひますが、その結果ふすまの生産が多くなつたか少くなつたか。それからアメリカから入つて来ますところの小麦は、粒で来るのか粉で来るのか、また粒でどのくらい、粉でどのくらい入るのか、今後これはどういふふうにかわつて行くのか、その点をちよつと聞きたいと思ひます。

○大石説明員 歩どまりの件につきましては、昨年の四月でありましたが、歩どまりの引下げがありまして、かなり製品をよくするという立場から、できるだけ白いものを出そうということ、歩どまりが下つたわけでありませう。それに伴ひまして、実はふすまの生産は増加しております。それで昨年同期と比べまして、ふすまの生産は非常に上つて参つておるわけでありませう。

○横田委員 どのくらい上つておりますか。ちよつと数字を……。

○大石説明員 具体的に申し上げますと、一昨年の九月から昨年の二月までと、昨年の九月から今年の二月までを比較したものでありますが、前年はふすまの生産量が十二万六千六百トン、本年度は二十三万一千五百トン、約一萬五千トンの増産をいたしております。それから粒で入つて来るかということをごいいますが、全部粒で入つておるもので、粉で入つておるものは全然ございませう。今後入る見込みはないと思ひます。ただ味の素の生産等で向うに返つて行くもの、加工貿易といたしまして、そういうもので多少入ることはあると思ひますが、これは微々たるものでありまして、あとは全部原穀でございます。

○小笠原委員 ちよつと政務次官に伺うのだが、今のふすまの問題で、これが今後とも飼料の方にまわすことが多

いとすると、この問題は、加工業者が値上りを見越して、みんな確保してしまふ込んでおくということがある。これはもうみな知つてゐる通りである。

これをなせ加工の方で何か条件をつけ、その数量とにらみ合せて、必ずこれを何かの権力によつて出させる方法、そうして飼料を暴騰させたり、飼料関係を混乱させるようなことを防止

する意味において、こぬかもそうであるが、特にこのふすま問題の解決はつかぬものか。その辺の見通しはどうなの

です。加工課長の方でもいければ、一般の飼料問題の解決は非常に問題がよく行つておるのだが、今ふすまの問題がまだひとつかつかつておるよう

だが、政務次官の見通しはいかがですか。○島村政府委員 御希望の点を参酌いたしまして、今回かような措置をとつたのであります。今後において

も、できるだけこの方針にのつとめてやりたいという気持は持つておりますが、具体的問題については、相当

御希望もありますし、今後の見通しを十分内輪で検討を進めて、できるだけ努力したいと思ひます。

○小笠原委員 それは加工課の方でもやるつもりならやれるでしょう。監督してゐるのだから……。それを條件で原案を渡すということができる

ものだが、それは何かそういうところか。その点はもうすでに御検討なされてゐると思うのだが、その具体的な事情が、もしやれなかつたら御答

を願ひし、やれるならばこれからただちに研究して、早く実現をしてもらいたい。

○山根政府委員 実はお手元に資料が届いておると思ひますが、そういう趣旨で、お話のように私どもの方で加工を委託してゐるわけでありまして、

その契約條項に基いて、さしあたり三月四月の生産ふすまについては、販売価格、販売先等を指示いたすことに決定いたしました。

○小笠原委員 そうすると、畜産局の方でも原案で飼料にまわすようにとつたのか。畜産局で委託加工という意味

か。そうでなく食糧庁の方で委託加工したものに對して、同じ農林省という頭の畜産局ということになるのです

か。もう畜産局で飼料としてとつたのか、そこがはつきりしない。

○島村政府委員 元は加工課で取扱うわけでありまして、農林省で協議を進めまして、畜産局も加工課とも同じ

方針で進むというところで、畜産局長はただいま農林省を代表して答へた、さうして御承知を願ひたいと思ひま

す。○小笠原委員 そこで今混乱するの

は、そこまで運んだならば、今しまひ込んでおつたものをどういうわけに配給にひつぱり出す方法をとらないのか。三月、四月といつたつて、粉は余

を打てそうなのがあるのじやないか。どうです、その点は……

○大石説明員 実はいく／＼もういふ点を心配いたしましたのでありますが、幸いにして、加工協約には加工割当の停止または原料の削減という道があり

ますので、それを適用いたしました。もしそのような事情しみの事態が起りましたならば、さつそくそれを適用

いたすつもりであります。それで加工工場といったしましては、現在のところ原料の停止または削減ということとは、

非常に重大な影響を及ぼしますので、業界自体も非常な自衛態勢を現在示しております。業界自体におきまして

も、前からふすまの高値については、自分の心の中でもちよつと高過ぎるという氣持を持つておつたところであり

ますので、この点につきましては、各業界ともいささか罰則を受けるという氣持で進んでおりますので、萬々こ

う罰則的な考え方は起らないと思ひますが、もしかの場合にはこれを適用して行きたいと考えます。

○小笠原委員 ちよつと御答弁がわかぬところがある。あなたのおつしやることは、今後おやりになるということ

か、またこの点にも及ぼすということか、どつちかはつきりしない。今の罰則規定は……。今後そういう方針で、おやりになるということか、今日の罰則

を考えたのでありますが、大体売れておるようでありまして、三月一日から加工に入つたものに適用したいというわけでありまして。

○小笠原委員 それだから、今後のものはすでにちゃんと割当てて、それを必ず出すという制限をつけて配給する

という畜産局長の答弁だから、それはそれでよろしい。しかし前のものを今

しまひ込んでおつたために、これが非常に混乱の原因になつておる。これに

對してどうして手を打たぬかというお尋ねをしてゐるのだ。それをあなた

の足りぬことだ。大体ないはずだといふのはあなたばかりの話で、實際加工業者の方からいへば、相當の数量を

しまひ込んでおることがわかる。あなたの方で、今数量を持つてゐる者は届出をせよと通牒を發して、届出てゐる

あつた場合にはただちに制裁を加えるぞという書面を發したところだが、こ

ういふ返事が来たというなら、少くとも納得ができる。それをやらぬでおつて、今後の――三月といつてもまだ三

月にならぬじやないか。これから来ることにや／＼しておるぐらいではこれはだめだ。畜産局長は両方の協議をしたと言ふ。だめだ。政務次官、だめです。前のことにさかのぼつて、今

工指令に基き生産したものに限りであるから、売惜しみをして今倉庫に

一ぱい持つてゐる人は適用範圍になら

ない。従つて売惜しみをした人が損を

して、正直にどん／＼流した人が損を

する、こういう結果になる。もう一つは、今まで既契約の分――いかに三月

一日からの生産分には適用するといつても、契約があつたと稱して對抗され

た場合に、一体農林省はどういう準備をされるか、どういふ手で對抗される

か。これもよく検討しておかなければならぬ。在庫でたくさん持つておつて

売惜しみをした者は、條文によると適用の範圍にならない。これが一つ。そ

れから先契約をして、三、四月の分までも売つてしまつたという契約書を見せられた場合には、農林省はどうするかということがはつきりしなければ、

小笠原さんの言われた弊害は除去され

ない。この点を明確にしてもらいた

い。

○山根政府委員 すでに加工済みで在

庫しておりますものを押さなければ、

意味がないじやないかという御質問の

ようであります。この点につきまし

ては、ただいまの決定は、先ほど申し

ましたように三、四月の加工指令のも

のといふことに限定して考へて参つたのであります。在庫量等もある程度

わかつておりますし、さらに調査を

いたしまして、在庫量のいかんによつ

て善処したいと思ひます。

それから三、四月の中で先契約のもの

のお話がございましたが、これはこ

うした決定をいたしますれば、すべて

の決定に従つて加工工場としても措置

をさせなければならぬと考えます。

○小笠原委員 どうも政府委員の答弁

七

○川西委員 私の考えでは、この経費面積の広狭によつて強弱の差はありましても、現在の実情は、農村におきまして自作、小作ということにおいて強弱の差はほとんどあり得ないと思う。ことさらにこのような区分をいたしますことは、農村の一体化を擾亂いたします。現在こういう必要性は全然ないものと考えますが、この点さらに御考

虚願したい。

それからこの法文中に全層選挙を行う村があるように見えておりますが、これは全体から見れば、どのくらいの割合になりますか。

○藤田政府委員　おそらく第一回の御趣旨は、現在の農村においては、すでにかかる対立関係はほとんどないのだから、階層別の選挙をとる必要はないというふうな御意見であらうと考えます。これはこの法案をいろ／＼研究い

たします過程におきましても、さような意見も十分出たわけであります。しかしながら農地改革も進んでいるとは申しながら、まだ相当部分残つておりますし、今後の農業委員会といたしましても、やはり農地の問題は基本的な事項でございますので、いろいろなこととを考えました結果、従来より簡単に

はいましておりますが、やはり階層別という建前をとつたわけであります。

第二、間の全層選挙をいたし得る場合の規定も書いてございますが、それは大休全村の一七・五％が、これで申しますと全層選挙をなし得る場合に該当するといふふうに考えております。その資料はお配りをいたしてございまして、一五ページに載っております。

○川西委員　やはり官僚の方で飛躍的な考えをされない方は、前との続きで

そういふふうにお考えになるかも知れませんが、私どもの考えとしては、今の説明では納得が行きません。依然として階層別は必要でないと思ひます。その階層別も自作、小作といふはつきりしたものでなければならぬ。二号といふふうな漠然とした、ぼんやりとしたわけ方では、よけいに不合理だといふふうに考へるのであります。これはとくとも一度考へ直していただきたいと思ひます。別にお答えはいたしません。

それから地方委員会でありすが、この地方委員会は、法文ではわかりませんが、大体各町村から二名ずつまたは一名ずつ出るのである。これはどういふことを予想されてゐるのであります。郡単位でありますか。地方事務所単位でありますか。

○農田政府委員 今度の案では、系統としては、市町村の段階と都道府県の段階との二つ考へてあります。従つて従来農業調整関係でございました地方の段階のものは、系統のものとして、今回はそれを考へてはおりませんが、三十七條という規定がございまして、市町村農業委員会代表者會議といふことを考へてあります。これは農業委員会が、今後計画を立て、あるいは諮問に應ずる、あるいは建議をするというふうな場合に、当然この都道府県以下の段階において、それを単位としての計画を立て、また考慮すべき事項はやはりあると考へます。ことに農業調整関係の仕事なんかについては、その必要があると思ひます。さうな場合に、この市町村の農業委員会代表者會議といふものを活用して行きたいと思ひます。

思つております。それでこれは市町村の農業委員会から何名出すかというところは、法律的には明示をいたしておりません。従ひまして、これは都道府県の知事が別途その地方々々で具体的にきめればさしつかえないと思ひます。たとえば極端に申せば、一名にきめよう、あるいは二名にきめようといふふうなことは、その地方々々の都道府県知事が、都道府県の農業委員会の意見を聞いてきめる、かようなことにしてさつかえないと思つております。

それからなお郡の段階においても、これも法律的には、はつきりこれをどういふことでしなければならぬといふことは、法律に書いてありませんが、これもおのずと地方々々の実情によつて、都道府県知事にまかされて、自由にきめて行くといふことでさつかえないと思ひます。

○川西委員 この供出関係で、郡の委員会と申しますか、地方委員会が最も重要であると思ひますが、今の御説明のように、各町村から一名ないし二名といふことで、いづれにいたしましても大体平均した数字で出るわけでありましてこれは地域代表的なものです。この地方委員会は地域的な代表で、都道府県の委員会及び市町村の委員会は階層別代表である。そこへ地域代表が一つまんにぽかつかつて入つておるので、農業委員会といふのは、いかにも性格の違つたものを三つ並べたわけ、いかにもふかしきである。この意味から階層別といふことは、非常に異様に感ずるのでありますが、この点どういふふうにお考えですか。

○農田政府委員 市町村と都道府県の農業委員会は、先ほど申しましたように、その基本的な仕事として、やはり農地改革の仕事が残つておりまして、これをやらなければならぬと考へております。しかしながら従来も農地委員会については、いわゆる郡段階のものはございせん。それから御指摘のございまして供出関係、こゝういふふうなものが、この代表者會議の重要な事項であらうと思つております。従つてさうな意味で、農業調整関係の従来の仕事といふふうな関係でございまして、いわゆる農地関係の仕事ではございせん。代表者會議については、地域代表と申しますか、さういふふうなことでさしつかえない、階層別の考慮はしなくてもさしつかえない、かやうに思ひました。

○川西委員 今説明されたことは、わかつておりますけれども、さういふふうな性格の全然違つたものを農業委員会として並べて、同じ名前の農業委員会としてしまふことは、いかにも不自然であるとお考えにならないのであります。これだけが地域代表、あとは階層別にいたしますことは、まことに不可思議千萬であると思ひます。

それから他の点になりますが、この農業委員会は、農民代表機關といふやうな一般農林行政に反映させるところの機関という性格を持つて来ることになるのであります。農村におきましては、市町村の任務とはなほ近似的に参りまして、その間の調節が非常に必要であらうと思ひますが、その点どういふふうにお考えになつておりますか。

○農田政府委員 第一点は、先ほど御説明をいたしました通り、また三十七條をお読みいただくとわかると思ひますが、特に「当該区域に係る第七條第三項又は第二十五條第三項に掲げる事項で都道府県農業委員会が必要と認めらるるものについて調査審議し、」こゝういふようにいたしてあります。それで第七條の三項はいわゆる総合計画、農業計画の部分でございまして、農地関係の仕事は一項及び第二項でございまして、さうな意味からわれ／＼としては特に階層別の委員の選び方をする必要もない、その審議する事項が農地関係の事項でございせんので、必要がないといふふうにお考えたわけでありまして、それから次の市町村の事務との関係でございまして、この農業委員会は農民から選びました委員による農民を代表する機関である、あくまでも地方行政事務が円滑に運営されて行くことに協力をして行く、かやうな団体と考へております。また自主的な計画を立て、それを地方行政事務の上に反映をして行く、かやうな機構と考へております。従ひまして、それについてはあくまでも市町村長の諮問に對し答申をする、あるいは建議する。こゝういふふうな建前で、あくまでも協力的な団体として進めるといふふうな建前をとつております。従つてこれの意見を市町村長が十分に取入れて、それを正式に決定いたします場合は、もちろん市町村会の議に付すべきものはこれを付して決定する。さうしてまたこれが実施については、この農業委員会が協力をして行く、かやうな協力関係でいたして行くといふふうにお考えしております。

で、市町村と農業委員会の問題といふものは、その分界をはつきりいたしたまふれば、あえて混淆するものではないと思ひます。

○千賀委員長 お諮りいたします。川西委員の御質疑はまだ途中であると思ひますが、本會議の關係がございまして、残余の質疑は次會に留保いたしまして、本日はこれをもつて散會することに御異議ございせんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○千賀委員長 異議なしと認めます。散會いたします。

午後三時五十五分散會

昭和二十六年三月九日印刷

昭和二十六年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所